



島根県報

令和2年3月31日(火)

号外第43号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	(総 務 課)	2
島根県環境影響評価技術指針の一部改正	(環 境 政 策 課)	2
補助金等交付規則第3条の規定により地域連携DMO専門人材配置事業補助金の 交付の対象等	(観 光 振 興 課)	15

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	16
島根県公文書管理規程の一部改正	(")	17

告 示

島根県告示第211号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

表の島根県農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員認定試験の項中「農産園芸課」を「農畜産課」に改め、同表の島根県農薬管理指導士認定試験の項を削る。

島根県告示第212号

島根県環境影響評価技術指針（平成11年島根県告示第856号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1第30号の表題名中「(15)から(22)まで」を「(16)から(23)まで」に改め、同表を同別表第31号の表とし、同別表第13号の表から同別表第29号の表までを同別表第14号の表から同別表第30号の表までとし、同別表第12号の表の次に次の1表を加える。

(13) 太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境		水環境		土壌に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	
	大気	騒音	振動	水質	地形及び地質	地盤	その他							
影響要因の区分	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び重要な群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	残土
	建設機械	○	○	○										

工 事 の 実 施	の稼働																
	工事用資材等の搬出入	○	○	○									○				
土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	造成等の施工による一時的な影響				○				○		○		○			○	○
	地形変化及び施設物の存在				○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
	施設の稼働		○														

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - (1) 工事の実施に関する内容
 - ア 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
 - イ 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
 - ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成及び整地を行うこと。
 - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - ア 地形変化及び施設物の存在として、地形変化等を実施し建設された太陽電池発電所を有すること。
 - イ 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行うこと。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- 5 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 6 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 7 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第2第30号の表題名中「(15)から(22)まで」を「(16)から(23)まで」に改め、同表を同別表第31号の表とし、同別表第13号の表から同別表第29号の表までを同別表第14号の表から同別表第30号の表までとし、同別表第12号の表の次に次の1表を加える。

(13) 太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	工事用資材等の搬出入	1 調査すべき情報 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

		<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>騒音</p>	<p>建設機械の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>工事中資材等の搬出入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(道路交通騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事中資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>施設の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		<p>響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
振動	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	工事用資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報 交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認めら</p>

		<p>3 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車が運行する予定の路線及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>れる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	地形改変及	<p>1 調査すべき情報</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p>

	び施設の存在	<p>浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の状況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		<p>5 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	
土地の安定性	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>土地の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集及び当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>土地の安定性について、表層土壌又は地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的な手法</p> <p>2 予測地域</p> <p>土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
反射光	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土地利用の状況</p> <p>(2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		<p>地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類その他の主な動物に関する動物相の状況</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び重要な群落</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他の主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を</p>

		<p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な方法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観	<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 主要な眺望点及び景観資源に</p>

<p>資源並びに在 主要な眺望 景観</p>		<p>(2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な方法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>ついて、分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>(2) 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と 自然との触 れ合いの活 動の場</p>	<p>工事用資材 等の搬出入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		<p>5 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けのおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	
産業廃棄物	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>		<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>
	地形改変及		<p>1 予測の基本的な手法</p>

	び施設の存在		(1) 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 (2) 適切な処理・処分の方策の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 発電事業の終了時
残土	造成等の施工による一時的な影響		1 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
備考 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 4 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

島根県告示第213号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、地域連携DMO専門人材配置事業補助金の交付の対象等を次のように定め、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金の名称

地域連携DMO専門人材配置事業補助金

2 交付の目的

複数の市町村にまたがるエリアで連携し、広域的に一体となった観光プロモーション、マーケティング、ブランディング等地域を巻き込んだ戦略的な観光地経営の取組を支援することにより、観光誘客及び広域周遊を促進し、もって地域経済の発展を図ることを目的とする。

3 交付の対象者

関係市町村と連携して観光地域づくりを担い、地域連携DMO（観光庁の日本版DMO登録制度に基づき、県内複数の市町村に跨がる区域を一体とした観光地域として、マーケティング、マネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織をいう。以下同じ。）登録をめざす島根県内の広域観光団体その他知事が認めた団体及び法人で、次の要件を全て満たすもの

- (1) 定款、これに類する規約等を有すること。
- (2) 共同事業体活動の本拠としての事務所を有すること。
- (3) 共同事業体の意志を決定し、及び執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。
- (4) 代表者が経理し、それを監査する等の会計体制を有すること。

4 交付の対象となる事業の内容

国が行う地域連携DMO認定の一要件である各種データの収集・分析、マーケティングの実施等を行う専門人材を配置する事業とする。

5 交付の対象となる経費

次に掲げる経費とする。

- (1) 専門人材の人件費（給与、各種手当、共済費等）
- (2) 専門人材の募集に係る経費
- (3) その他知事が専門人材の配置に必要と認める経費

6 交付金額

補助金の額は、事業の実施に要する経費の全額とし、年額4,350千円の範囲内で交付する。

7 交付の期間

補助金交付決定日から3年間を上限とする。ただし、補助金の交付に当たっては、毎年度の申請を必要とする。

訓**令**

島根県訓令第4号

本 庁

地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1知事印の項中「及び第41号」を「及び第39号」に改め、同表本庁監、課（室）長又はセンター長印の項中「、課（室）長」を「、課長」に、

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 島 根 県 ○ ○ 部 (局) ○ ○ 課 (室) 長 印 </div>	20ミリメートル 平方	各課(室)長(審査指導課にあつては、会計課長)	を
---	----------------	-------------------------	---

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 島 根 県 ○ ○ 部 (局) ○ ○ 課 長 印 </div>	20ミリメートル 平方	各課長(審査指導課にあつては、会計課長)	に、
---	----------------	----------------------	----

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 島 根 県 農 林 水 産 部 畜 産 課 長 印 <hr style="border: 0.5px solid black;"/> 家 畜 病 性 鑑 定 室 </div>	20ミリメートル 平方	畜産課家畜病性鑑定室長	を
---	----------------	-------------	---

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 島 根 県 農 林 水 産 部 農 畜 産 課 長 印 <hr style="border: 0.5px solid black;"/> 家 畜 病 性 鑑 定 室 </div>	20ミリメートル 平方	農畜産課家畜病性鑑定室長	に改める。
---	----------------	--------------	-------

別表第3中第24号及び第25号を削り、第26号を第24号とし、第27号から第41号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1畜産課の項中「畜産課」を「農畜産課」に改める。

別表第2の1の表政策企画局の部中

秘書課	秘	を
女性活躍推進課	女活	に改め、同表
秘書課	秘	
広聴広報課	広	

広報部の部を削り、同表地域振興部の部しまね暮らし推進課の項の次に次のように加える。

中山間地域・離島振興課	中離振
-------------	-----

別表第2の1の表農林水産部の部中

農産園芸課	農園	を
畜産課	畜	
産地支援課	産支	に改め、別表
農畜産課	農畜	

第2の2の表土木部の部宍道湖流域下水道管理事務所の項中「宍道湖流域下水道管理事務所」を「宍道湖流域下水道事務所」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。